

令和7年度「和歌山デジタルクリエイティブ拠点創出事業」運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度「和歌山デジタルクリエイティブ拠点創出事業」運営業務
- (2) 業務内容
別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (3) 見積上限額
金9,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日（月）まで

2 応募資格

応募できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とし、単独で本業務を実施するほか、複数の団体により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体（以下「構成団体」という。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

構成団体の構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、構成団体のうち1社でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 スケジュール

項目	期日・期限
公募開始	令和7年4月4日（金）から
質問受付	令和7年4月14日（月）17時まで
質問への回答	令和7年4月23日（水）17時まで
プロポーザル参加表明	令和7年5月9日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月22日（木）17時まで
選定委員会	令和7年6月5日（木）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降（令和7年6月中）
契約期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 質問及びプロポーザル参加表明

応募にあたり質問がある場合及びプロポーザルに参加する場合は、下記フォームにより電子申請システムで申請すること。

(1) 申請期限

①質問事項の申請

令和7年4月14日（月）17時まで

②プロポーザル参加表明

令和7年5月9日（金）17時まで

(2) 申請先

①質問事項の申請

<https://logoform.jp/form/WEVN/963939>

②プロポーザル参加表明

<https://logoform.jp/form/WEVN/963929>

(3) 申請方法

電子申請システムにより上記期限内に申請すること。

なお、期限を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

(4) 質問への回答

令和7年4月23日（水）17時までに、デジタル社会推進課のホームページにおいて公表する。

なお、提案書類の記載内容に関する質問、ほかの応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出すること。書類はすべてA4サイズとする。

① 企画提案申請書（様式1）【1部】

② 企画提案書（任意様式）【5部】

別紙「委託業務仕様書」の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・実施体制
- ・実施スケジュール
- ・類似事業に関する実施実績
- ・定期的なイベントの具体的内容

③ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）【1部】

④ 見積書（任意様式）【1部】

以下の点に留意すること。

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・宛名は「和歌山県知事 岸本 周平」とし、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は1（3）の見積上限額を超えないこと。

⑤ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）【1部】

⑥ 役員等に関する調書（様式3）【1部】

⑦ 定款（又は寄附行為）の写し【1部】

⑧ 法人登記事項証明書【1部】

⑨ 直近1事業年度の賃借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに類する書類【1部】

⑩ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発効後3か月以内の原本又はその写し）【1部】

⑪ 和歌山県税について未納がない旨の証明書（発効後3か月以内の原本又はその写し）【1部】

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

⑫ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 提出期限

令和7年5月22日(木)17時まで(必着)

(3) 提出先

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課(担当:山口)
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館4階
E-mail: yamaguchi_m0029@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

ア 上記期限内に持参又は郵送で提出すること。ただし、(1)②企画提案書及び(1)

④見積書は、電子データでも提出すること。

イ ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル受送信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

ウ 提出後、受領確認をデジタル社会推進課あて必ず行うこと。

エ 提出期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しを提出することにより(1)の⑥～⑪の提出書類を当該書類に代えることができる。

6 審査・選定

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、応募者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時 令和7年6月5日(木)

時間については、応募者に対し、別途通知する。

イ 開催場所 和歌山県民文化会館5階 501会議室

ウ 企画提案の所要時間(1事業者あたり)

プレゼンテーション 15分以内

選定委員からの質疑 15分程度

エ 注意事項

① プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

③ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書に基づいて実施すること。

④ 応募者は、ほかの応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

⑤ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 評価項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準(別紙)に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定

各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った応募者のうち

評価点の合計が最も高い応募者 1 者を契約候補者として選定する。また、評価点が同点の場合は、選定委員により多数決により決定するものとする。

なお、応募者が 1 者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の 6 割以上に達している場合、当該応募者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に応募者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降にデジタル社会推進課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の応募者の評価点（応募者名は公表しない。）

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に応募者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの応募資格を失うものとする。

また、契約候補者が当該応募資格を失った場合は、次順位の応募者と本件に関する手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

7 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 「2 応募資格」に掲げる応募資格を満たさない場合

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 同一の応募者が 2 件以上の提案をした場合

(4) 企画提案書等作成のための本公募要領及び委託業務仕様書に示された条件に適合しない場合

(5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(6) 応募者に次の行為があった場合

ア 直接又は間接を問わず故意に選定委員への接触を求めること。

イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を開示すること

エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

8 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で委託業務仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第 93 条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）」に基づき、情報公開の対象となる。

10 問い合わせ先

担当課 和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 県庁本館 4 階
担 当 山口
電 話 073-441-2405（直通）
E-mail yamaguchi_m0029@pref.wakayama.lg.jp